

	新潟市教育委員会 平成20年 4月 定例会会議録			
日 時	平成20年 4月15日(火) 午後3時00分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 2号棟 4階 白2-403会議室			
出席委員 (6名)	山 田 委員長	欠席委員		
	佐 藤 委 員			
	小 池 委 員			
	田 中 委 員			
	高 山 委 員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (20名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	市 橋 浩	保 健 給 食 課 長	和 田 圭 央
	教 育 次 長	長 谷 川 裕 一	生 涯 学 習 課 長	玉 木 一 彦
	教 育 次 長	田 中 純 夫	教 職 員 課 長	逢 坂 健 太 郎
	教 育 政 策 監	手 島 勇 平	総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	津 野 敏 江
	事 務 局 参 事	大 科 俊 夫	学 校 支 援 課 長	中 山 真
	中 央 図 書 館 長	八 木 秀 夫	地 域 と 学 校 ふ れ あ い 推 進 課 長	梅 津 玲 子
	生 涯 学 習 セ ン タ ー 次 長	近 藤 敬	中 央 図 書 館 課 長 企 画 管 理 課 長	渡 辺 光 代
	教 育 総 務 課 長	川 瀬 正 之		
	学 務 課 長	朝 妻 厚 雄	教 育 総 務 課 長 補 佐	和 田 明 彦
	施 設 課 長	神 田 健 一	教 育 総 務 課 総 務 企 画 係 長	岩 本 正 雄
			教 育 総 務 課 主 査	杉 本 浩
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3時00分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (6件)	議案番号	件 名
	議案第 1号	両川小学校新設に伴う通学区域の設定について
	議案第 2号	第28期社会教育委員の委嘱について
	議案第 3号	平成21年度使用新潟市立小学校・中学校・特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 4号	平成21年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 5号	大淵小学校校舎の用途廃止にかかる教育長の臨時代理について
	議案第 6号	職員の人事措置について
報告 (7件)	記 号	件 名
		生涯学習推進基本計画の策定と市民意識調査について
		第6回教職員評価検討委員会について
		学校事務の共同実施について
		中央図書館会館後の利用状況等について
		平成19年度公民館事業実施報告
		平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の参加について
		全国学力・学習状況調査結果報告書等について
その他 ( 件)	記 号	件 名

## 第1 開会宣言

○委員長 午後3時00分開会を宣言する。

## 第2 会議録署名委員の指名

○委員長 佐藤委員，小池委員 両委員を指名。

## 第3 付議事件

○教育総務課長 会議に先立ちまして、お送りいたしました資料の訂正と追加をお願いいたします。

議案第5号の議案名及び建物の評価額の変更がありましたので、議事日程及び7ページ，8ページを差し替えていただきたいと思います。

次に、報告関係について、学校支援課の案件が急きょ2件追加となりましたので、報告案件の最後に追加いたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、付議事件に入ります。議案第1号、「両川小学校新設に伴う通学区域の設定について」の説明をお願いします。

学務課長よろしく申し上げます。

○学務課長 学務課でございます。よろしくをお願いいたします。議案第1号、「両川小学校新設に伴う通学区域の設定について」ご説明をさせていただきます。

江南区にございます酒屋小学校と割野小学校では児童数の減少と校舎の老朽化により、平成21年度で2校を廃止し、平成22年度に両川小学校を新設して統合することとしております。そのことにつきまして、建設費の国庫補助を求めするために、平成20年2月市議会で新潟市小学校条例の該当部分が改正されたところでございますが、国庫補助を求め申請のため通学区域の変更も求められておりますので、今回、お願いするものでございます。

2ページの、「両川小学校新設に伴う通学区域の設定について(概要)」をご覧くださいと思います。「1. 通学区域を設定する区域」ですが、両川小学校の新設に併せて酒屋小学校と割野小学校2校の通学区域全域を、両川小学校の通学区域に変更するものでございます。

3ページの図をご覧ください。図面上が北側になっておりますけれども、西側の酒屋小学校区と東側の割野小学校区が網掛けになっております。この全域を、2校の中間に新設いたします両川小学校の通学区域に変更するものでございます。

2ページに戻っていただき、「2. 設定する理由」でございませけれども、割野小学校が平成22年度に複式学級になることなどから、2校の児童数の減少と校舎の老朽化により2校を統合して、両川小学校を新設することでございます。また、廃止する2校は、現在、両川中学校区になっておりますので、両川小学校区の全域をこのまま両川中学校の校区にさせていただくようお願いいたします。

「3. 施行期日」ですが、両川小学校を新設する平成22年4月1日として、この日以降、通学区域に居住する児童は両川小学校に通学することになります。

「4. 統合後の児童数の状況」でございませが、平成19年5月の児童数は、酒屋小学校が6学級で107人、割野小学校が6学級の62人で合計169人です。平成22年の両川小学校の開校時には、6学級144人になるものと推測しております。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくをお願いいたします。

○委員長

通学区域の設定について、ご質問、ご意見はありますでしょうか。これまでも何度かご説明をいただいているところでして、最終的に144でスタートしそうだということです。それでも少ない感じですが、複式学級にはならないということです。

続いて2号議案の、「第28期社会教育委員の委嘱について」、お願いします。

○生涯学習課長

議案第2号です。「第28期社会教育委員の委嘱について」です。

第27期の委員の任期が5月1日をもって終了することから、新たに委員の委嘱をするものでございます。5ページをご覧ください。

第28期の社会教育委員につきましては、このページの上段の名簿のとおりとさせていただきたく、お願い申し上げます。人数につきましては、新潟市社会教育委員の定数及び任期に関する条例に定まるとおり、11名とさせていただいております。任期は平成20年5月2日から平成22年5月1日までの2か年間でございます。

前期社会教育委員からの再任が5名でございまして、新任委員は公募委員の2名を含めまして6名でございませ。男女の内訳としましては、男性7名、女性4名となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長

新、旧の社会教育委員が一覧になっておりますが、何かご質問等

はございますか。

○佐藤委員

27期、28期で、再任の方は別として、新しく就任された方たちの、教職経験者は別としまして、27期とは違う視点で新しい委員を選別されたということはございますか。

○生涯学習課長

次期の社会教育委員につきましては、生涯学習計画の立案を予定しております。そうした中で、その計画立案にふさわしい方を考慮しまして選出したつもりでございます。

○佐藤委員

これから、社会起業家の育成という新しい分野がこれからの社会の中で出てくると思うのです。可能性としてあると思いますので、そのあたりも踏まえながら、是非、いろいろな形の施策をお願いしたいと思います。

○高山委員

公募委員がお二人入っていらっしゃいますが、どのくらいの公募委員がいらっしゃいましたか。

○生涯学習課長

先期に比べて人数が少し減りましたが、6名の公募でございました。

○高山委員

男女の内訳はどうですか。

○生涯学習課長

女性が1名、残りが男性でございました。

○高山委員

これだと、公募委員のところには「公募委員」としか書いていないのですが、個人情報保護の立場から、例えばどういうお仕事なのかということや、主婦だとか、どのようなお仕事に携わっておられるのかということとはご説明いただけるのでしょうか。

○生涯学習課長

これから仕事をしていただくわけですので、「公募委員」とだけではすまないと思いますので、ご説明申し上げます。

伊井昭夫さん。この方は、関屋地区の公民館の運営審議会委員をされておりました。前職は民間企業で働いておられました。既に退職されておられます。

長谷川央子さん。新潟県家庭教育サポーター、にいがた子育て応援団「トキっ子くらぶ」のマネージャーという形で、ご自身で社会活動をやっている方です。また、子育てパパ力検定の新潟開催の立案、実施などの活動に積極的にかかわっていらっしゃる方です。

○小池委員

委員の年代層、何十代の方が何名とかということをお教えいただきたいことと、再任委員が今までトータルで何年務められているのかお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長

30代が1名、40代が2名、50代が6名、60代が1名、70代が1名です。

任期ですが、齋藤勉先生が任期としては最長でございます。25年です。それ以外の再任委員は全部2年でございます。

○小池委員

たしか前期の終わりのときにも、どんなすばらしい方でも、長す

ぎるのは、新しい風を入れるということから問題ありとの意見がありました。教育委員も再任は妨げないとなっていますが、2期8年までという内規を設けていますが、社会教育委員の場合は、そのような内規は無く、何年でも、何回でも再任できることになっているのですか。

○生涯学習課長

おっしゃるとおりです。

○小池委員

いろいろな方の多様な意見を取り入れるということからいっても、任期があまり長すぎるとするのは考えていった方がいいのではないかと考えております。

○佐藤委員

そう思います。25年は長いと思います。

○小池委員

齋藤先生は現在50代ですか、60代ですか。

○生涯学習課長

■歳でいらっしゃいます。

○委員長

県内の大学で社会教育を専門に研究しておられる先生というのは、齋藤先生のほかにいらっしゃいますか。

○生涯学習課長

おられます。

○委員長

新潟市にかかわってこられた方は、本年、生涯学習計画を作ることあるので、過去も知り、先を見通せる人ということで、特に大学の先生、専門的にやってきた人ということで齋藤勉先生を選んだのだらうと思うのですが、しかし、それに代わる人は県内にもけっこうおられるのではないですか。

○生涯学習課長

新潟大学にもおいでになられますし、上越教育大学にもおいでになられます。齋藤先生の件につきましては、今委員長がおっしゃいましたように、この計画を2年間で仕上げたいということで、ちょうど2年が任期でございまして、齋藤先生ともお話しをしたうえで、この2年をもって計画を仕上げてください、バトンタッチをしていただきたいというお話もさせていただきまして、今回、お願いすることにいたしました。

○委員長

教育ビジョン策定委員でもいらっしゃいましたので、あるいは「学社民の融合」という言葉を生み出してきたお一人でいらっしゃるという意味では、教育ビジョンとのつながりで生涯学習計画を考えていくということで、最適だとは思いますが、なにぶん25年は長いということです。

○高山委員

齋藤先生がどうのこうのということではありません。今、何でも多選というものが批判的になっております。いくら立派な方でも慣れとか垢がついてしまうというのは世の常でありますので、やはり小池委員が言われたとおり新しい風を入れて、まして政令市という新しい新潟市が生まれたわけですから、そこでかなり領域が広がったわけです。そういう意味でも是非次回についてはお考えいただきたいと思います。齋藤先生の力量とかそういうことは一切言っ

いませんので。

○委員長

今回の第 28 期については、齋藤先生には、教育ビジョンとの絡みで生涯学習計画推進の中心になっていただくのだからということをお願いしている。しかし、今こういう話があったということ、次期委員を選定する際には是非活かしてほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長

分かりました。

○委員長

続いて、議案第 3 号になります。「平成 21 年度使用新潟市立小学校・中学校・特別支援学校用教科書図書採択に関する基本方針について」ですが、事務局からお願いします。

○学校支援課長

議案第 3 号「平成 21 年度使用新潟市立小学校・中学校・特別支援学校用教科書図書採択に関する基本方針について」です。

基本方針につきましては 6 ページにありますように 5 点でございます。1 点目は、教科用図書の採択に関しましては、「義務教育書学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、関係法令、これは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」でございます。及び通知に基づいて厳正に行うということでございます。

2 点目が、「教科用図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の教科用図書の研究成果とその意見を参考にする」ということでございます。

3 点目は、「教科用図書の採択は、教科用図書選定委員会の答申に基づき、新潟市教育委員会が決定する」ということでございます。

4 点は、「平成 21 年度使用小学校の教科用図書及び一般図書（特別支援学校・学級用）の採択を行う」ということでございます。

5 点目は、「平成 21 年度使用中学校教科用図書は、平成 20 年度と同じ教科用図書を採択する」ということでございます。

以上、基本方針についてですが、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長

この基本方針については、年号は別にしまして、今までと違うところはございますか。

○学校支援課長

ございません。

○委員長

平成 21 年度使用小学校の教科用図書及び一般図書の採択を行うということは、今年度採択をするわけですね。そうすると、今年度、教科書の見本版が出てくるわけですね。

○学校支援課長

実は平成 16 年度に小学校の教科用図書を採択していただきました。中身につきましては改訂が行われておりませんので、同じ教科書でございます。

○委員長

平成 16 年度に採択された内容と同じ教科書が出てくるわけですね。3 月に指導要領が発表されまして、学習指導要領が変わったの

で、当然それに伴っての新しい教科書が出てくると思うのですが、その教科書はいつ出てきて、いつから使うのか。もう文部科学省は言っておりますよね。

○学校支援課長

新しい教科書につきましては、平成 23 年度から全面実施ということでございますので、具体的には平成 22 年度に採択をさせていただいて、平成 23 年度から全面実施で新しいものを使うということになっております。

○委員長

平成 21 年度使用小学校の教科用図書の採択というのは、平成 21 年、22 年となるわけですか。

○学校支援課長

そうでございます。

○高山委員

そうすると、平成 20 年度と同じ教科書というわけではないのですね。

○学校支援課長

各社とも教科書の改訂とはしておりませんので、中身は平成 16 年度に採択をしていただいた教科書の中身と同じでございます。ただ、採択ということでございますので、さまざまな会社から教科書が出ておりますので、それをまた検討していただく形になります。

○高山委員

中学校はそのままいくということでしょう。

○学校支援課長

はい。4 年間同一教科書を使用することになっております。

○高山委員

平成 20 年度は改訂の時期だということなのですね。

○学校支援課長

平成 16 年度に採択していただいたものが 20 年度までということで、21 年度からはまた採択していただくということでございますが、23 年度から新しい教科書になりますので、22 年度にもう 1 回採択をしていただくということになります。

○委員長

今回採択したのは 2 年間しか使わないということですね。

○学校支援課長

そうでございます。

○委員長

新しいものが出てこないで、今までの教科書で再度採択を検討してみると。どの教科書がいいということで検討してみるとということですね。

○学校支援課長

そうでございます。

○高山委員

そうすると、今までどおり検討委員会を経て、教育委員会に上がってくるということでよろしいわけですね。

○学校支援課長

そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○高山委員

小学校の英語の教材というものは登場するのでしょうか。

○学校支援課長

英語活動というようなことで、具体的な形で移行措置の中でどのようになるのかというものはこれから出てくると思いますが、教材につきましては文部科学省で今作っておりますので、それを基にしながらという形になるかと思ひます。

○高山委員

スケジュールとしては、毎回設定しているスケジュールどおりという形になりますか。つまり 8 月いっぱいまでに教育委員会で審議



を終えるということによろしいわけですね。

○学校支援課長

これから具体的な計画を立てさせていただきますので、7月末あるいは8月になるか、その頃に採択ということをお願いしたいと考えております。

○委員長

ほかにいかがですか。

今回、教科用図書選定委員会を設けないと。採択して2年間あるのですが、1年間はまだ移行措置が始まるのですか、2年間ですか。

○学校支援課長

2年間の移行措置です。

○委員長

移行するために、その教科書もここは指導しなくていいとか、ここは付け加えて指導しなさいとかいうことが出るわけでしょう。そのときに、今までの教科書をがらっと変えるということ、あまり必要を認めないというときには選定委員会は設けなくてもいいわけでしょう。

○学校支援課長

やはり一応選定委員会にかけて、教科書の中身について、あるいはこれまでの成果について検討していただきながら、答申という形で教育委員会にあげさせていただきたいと思っております。

○委員長

分かりました。現時点でどのような評価になるかを選定委員会で論議していただいて、それを基に私たちが決めていくということですね。

○学校支援課長

よろしく願いいたします。

○委員長

それでは、議案第4号について、説明をお願いします。

○学校支援課長

「平成21年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について」でございます。

教科用図書の採択につきましては、例年のように新潟市教育委員会が行いますが、採択に当たりましては各学校がそれぞれの教育課程に則し、教職員の意見や要望が反映されるようにしていきたいと考えております。

採択の具体的な方針についてですが、その学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ、その結果を尊重しながら採択をするということでございます。具体的な4点ということで、採択の具体方針の(1)から(4)までのようなことをお願いしたいと考えております。

以上のことを踏まえまして、平成21年度使用の新潟市立高等学校用教科用図書採択についてお願いいたします。

○委員長

平成22年度の高等学校の教科書ということですが、いかがでしょうか。

○高山委員

高志中等学校の後期もこれに準ずるわけですか。

○学校支援課長

高志中等教育学校の後期につきましてはこれからといいますか、まだ生徒がおりませんので、今後、そのような形になっていくと考

えております。

○高山委員

高等学校と同じ基準ではないということですか。

○学校支援課長

後期課程が平成 21 年度で中学校 1 年生にあたる子どもたちが出てきますけれども、4 年後にその子どもたちが高校 1 年生になるということですので、そのときにはこれに準じてということに進めてまいりたいと考えております。

○委員長

教育課程は中学部をつくるときに当然連動するわけですから、高等部もつくっていくわけですね。ただ、教科書は子どもがいらないからまだ採択しないけれども、今、高山委員が心配しているのは、その連携がどうなるのかということをお心配しておられるわけですから、そこは教育課程できちんとつくっていくということですね。

○学校支援課長

そうでございます。

○高山委員

今度、神奈川県で日本史を必修にするということにしたということですが、そういうことは県の教育委員会が決めるものですか。

○学校支援課長

大変申しわけございませんが、詳しいことは存じ上げておりませんけれども、神奈川県教育委員会というようにございまして、県全体かと思っております。

○高山委員

例えば新潟県で日本史を必修科目にするということをやろうとすれば、新潟市教育委員会では決められないということでしょうか。県の教育委員会で決めていくのだと。市立高校の場合はいいわけですね。

○委員長

課長は自信がないみたいですので、その件については、今差し迫って今日中ということではありませんので、是非調べて教えていただきたいと思っております。

○学校支援課長

研究してみたいと思います。

○委員長

ほかによろしいでしょうか。

続いて、議案第 5 号、「大淵小学校校舎の用途廃止にかかる教育長の臨時代理について」、お願いします。

○施設課長

施設課でございます。

「大淵小学校校舎の用途廃止にかかる教育長の臨時代理について」ですが、内容といたしましては、平成 18 年度から進めてまいりました大淵小学校移転改築事業が終了し、新校舎が開校しましたことから、旧校舎につきまして平成 20 年 4 月 1 日をもって教育財産の用途を廃止するものでございます。

廃止する財産につきましては記載のとおりですが、建物につきましては、江南区大淵 1815 の子、校舎及び面積といたしましては、校舎及び屋内体育館の延べ床面積としまして 3, 315.54 m<sup>2</sup>、評価額でございますと 1 億 8, 299 万 7, 000 円でございます。

土地につきましては、同じく江南区大字大淵字荒屋 1954 番地他 26

筆でありまして、面積は 6, 549 m<sup>2</sup>、評価額でいきますと 1 億 2, 703 万 1, 200 円でございます。

なお、建物につきましては平成 20 年度中に解体いたしまして、土地につきましては建物解体後に普通財産として市長部局に所管換をするものでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長

これは差し替えがあったのですが、前とタイトルが違って、今回の場合は「教育長の臨時代理について」ということですが、この臨時代理というのはどういうことですか。

○施設課長

3 月議会に、教育長の以前の専決の規定が変わりまして、職務代理という形に変わったということで、それを受けまして、今回その措置をとらせていただいているということです。

○委員長

それでタイトルも変わったということですね。

○施設課長

少し変えさせてもらっております。

○委員長

いかがでしょうか。

○高山委員

建物の方の評価額は、今ある建物の評価額ですか。

○施設課長

そうです。

○高山委員

1 億 8, 000 万円ということですが、これは全部壊してしまうのですか。

○施設課長

そうです。今建っている校舎そのものが、あのすぐ前にあります本興寺さんの土地を借地していますので、今までの契約がこの 3 月までということで借地契約をしましたが、新しい校舎ができたあとは建物を壊さなければなりませんので、少し引き延ばさせていただきまして、校舎を壊したあとに土地をお返しするというので進めております。

○委員長

続いて、議案第 6 号ですが、県費負担教職員の人事措置案件となりますので、定例会の終了後審議ということで、よろしく願います。

#### 第 4 報 告

○委員長

「報告」に入ります。「生涯学習推進基本計画の策定と市民意識調査について」をお願いします。

○生涯学習課長

先ほども少しお話し申し上げましたけれども、生涯学習基本計画を策定させていただきます。11 ページをご覧ください。合併を経まして政令市がスタートいたしました。市の総合計画及び教育ビジョンの目標が示されている中で、その目標に添いまして地域おける学習活動、社会活動、まちづくりを推進するため、新たな生涯学習基本計画を策定いたします。また、今年度改正社会教育法が施行されることになっておりますけれども、その中で学社民の融合のさらなる推進をはじめ、家庭教育の支援、社会教育事業や施設の評価な

どが挙げられております。その改正の趣旨にも添いまして検討を進めてまいりたいと考えております。

計画年次は平成 22 年から 26 年までの 5 か年間とします。計画の周期を総合計画、教育ビジョンにあわせてあります。

計画内容の検討につきましては、先ほど申し上げました、第 28 期の社会教育委員の皆様をお願いして行ってまいりたいと考えております。

(4) のスケジュールでございます。策定期間は今年度と来年度の 2 か年にわたってさせていただきます。策定にあたりましては、今年度の上期を現状把握期間として、社会教育委員自らが各区に赴きまして、地域の現状や課題把握に務めていただきたいと思います。同時に、生涯学習に関する市民の意識調査を実施し、その結果を踏まえて検討を行っていきたいと考えております。計画案は平成 21 年度の上期において完成させ、下期にパブリックコメント、一般市民対象の懇談会などを開催して、意見を募りながら作業を完成させ、平成 21 年度中には計画を完成させたいと考えております。

続きまして、次ページでございますけれども、基本計画の策定の基礎資料としまして、生涯学習に関する市民意識調査を実施いたします。調査対象は満 20 歳以上の成人男女 2,500 名。抽出方法は、区ごとに人数を振り分けました層化を行いまして、住民基本台帳から無作為で抽出いたします。

調査内容は大きく三つに分けております。一つは、生涯学習ニーズ、学習活動の実態、今後の移行。二つ目は、社会活動への関心、社会活動の実態、活動の動機づけとその要因、三つ目は、生涯学習及び社会活動と人とのかかわりと、大きく三つに区分して調査項目を設定しております。

調査項目の合計は性別とか年齢などの基本属性を含めると、全体で 32 項目を予定しています。調査時期は 5 月、その後集計の期間をとりまして、6 月末には単純集計があがってくる予定を立てております。その場合、結果があがりましたらその概要版をご報告させていただきたいと思っております。改修の見込み率ですけれども、8 年前にも同様の調査を行っているのですけれども、そのときの回収率が 47%弱という低い回収率でした。他の調査の例を聞いてみますと、設問数がまずは多すぎではいけないのだと。文字を大きくした方がいいと。1 ページにまとめたかどうかとか、調査依頼の封筒の色を変えたらどうかとか、さまざまテクニク的なことを教えてもらっております。その辺のことを工夫しながら、今回は回収率 50%を超えるように工夫をしてやってみたいと思っております。

	以上でございます。よろしくお願いいたします。
○委員長	ありがとうございました。策定についてと市民意識調査についていかがでしょうか。
○佐藤委員	調査項目決定が4月になって、教育委員会で調査項目を決定するということになっていますね。教育委員会の定例会のあとに調査をしてしまうということなののでしょうか。
○生涯学習課長	調査の内容については、新潟大学に項目の検討を依頼してやっていきたいと思っております。項目の概要についてだけご報告させていただいて、新潟大学の先生方の中身の検討で済ませさせていただきたいと思っております。
○佐藤委員	時期的な問題があらうかと思うのですけれども、できれば事前に調査項目がある程度分かれば、我々にも少し教えていただいて、何か気づいた点があれば、ご指摘をできるような機会があれば結構だと思います。
○生涯学習課長	会議の席上でなくてもということでしょうか。
○高山委員	郵送でもいいですよ。
	調査対象人数の2,500人も前回と変わりませんか。
○生涯学習課長	同じでございます。
○高山委員	調査内容①, ②, ③, ④, この辺はどうですか, 同じですか。
○生涯学習課長	基本的に、意向の変化を見たいという項目と、新たに聞きたいという項目がありますので、ダブっているものもありますし、新しいものもございます。
○高山委員	例えば③の人との関わりというのはどういう設問をさせる予定ですか。教えてください。
○生涯学習課長	具体的には、活動に参加するとき、どのような人と関わりを持っているか。例えば地域において子どもたち、高齢者、各層の人たちとどのように関わりを持っているかという設問でございます。
○高山委員	もっと具体的にありませんか。
○小池委員	具体的な項目にしてもらうのなら。
○高山委員	これは前回ありましたか。
○生涯学習課長	これは前回ない項目です。
○高山委員	それから、基本属性というのはどういうことを言うのですか。
○生涯学習課長	基本属性というのは、性別、年齢、住所、家族、自由時間、そういうものを聞きます。
○高山委員	これは無記名ですか。
○生涯学習課長	無記名です。
○教育委員	人との関わり関係で、どうもはっきりしないということですから、先ほどの佐藤委員からのお話とかかわって、事前に知らせていただけるならば、メールでも郵送でもお願いいたします。

○小池委員	これは第3期の生涯学習推進基本計画ということになるわけですが、この文章を読むと、2行目に、「第2期生涯学習推進基本計画は平成13年3月の策定から7年が経過し」と書いてあるということは、今度は第3期ということですか。
○生涯学習課長	そうでございます。
○小池委員	そうすると、第3期の新しいものの策定にあたって、策定スケジュールとして地域の現状把握とか、意識調査結果検討となっていますけれども、やはり、ここにもう一つ、第2期の生涯学習推進基本計画の評価、計画のとおり実行されたのかどうかというところに問題があったのかということもきちんと評価したうえで次を作っていただきたいと思います。
○委員長	続いて、「第6回教職員評価検討委員会について」をお願いします。
○教職員課長	資料13頁をご覧ください。第6回教職員評価検討委員会の会議速報とあります。3月25日（火）に行われました。協議内容としましては大きく2点です。1点目は、パブリックコメントに寄せられた意見などを基に報告書（案）の検討を行いました。2点目は、優秀な教職員の表彰制度（案）について確認がありました。
	今回の話し合いを受けまして、報告書（案）を作成しまして、去る4月10日（木）に、永山委員長が教職員評価検討委員会報告書として教育長に提出いたしました。それがお手元にお配りしました報告でございます。
	この報告の中の後ろから2ページをご覧ください。7月13日に始まり、計6回の会を開催いたしまして、新潟市独自の教職員評価について検討を重ねてまいりました。第5回のあと、2月23日から1か月間にわたりパブリックコメントの手続きを実施し、実際に2件のパブリックコメントがございました。そのうち一つにつきましては、改善点として中に取り入れてあります。後ほど説明いたします。
	この報告書の中から新潟市の独自色についていくつか説明をさせていただきます。まず6ページをご覧ください。新しい教職員評価制度、基本的には件と同じ考え方で、目標管理による評価制度でございます。
	13ページをご覧ください。これからが新潟市の独自色というところなのですが、まず評価対象についてですけれども、県は管理職、教諭、養護教諭まででございますが、新潟市としましては、その対象を事務職員、栄養教諭、栄養職員まで広げております。
	評価項目につきましても、県の場合は、例えば教諭でいいますと学習指導、生徒指導、学校運営の3項目なのですが、新潟市教育ビ

ジョンにあります学社民の融合の視点を取り入れ、どの職種にも、4番の地域、保護者との連携、5番につきましては、新潟市の目指す教師力の中の一つであります。人間力の向上という視点から、4番、5番という点を加えてあるところでございます。

具体的にシートについて説明をさせていただきます。18ページ、19ページをご覧ください。教諭用の目標設定シートでございますが、使いやすい、記入しやすいものをと考えて作ってまいりました。県の場合、一つの枠の中に目標、達成基準、そのための手段等を1か所に記入する用になっているのですが、市の場合はそれを三つに分けて記入しやすくなっております。チャレンジ度とありますけれども、これは右側の目標達成度A、B、Cとかかわってくるのですが、自分の立てた目標が自分にとってどれだけの難易度を持つかということはこのチャレンジ度で表します。C1というのが一番難しい、達成するのに困難だと思われるものがC1ということでございます。例えば達成度がCであったとしても、ある程度頑張っていたら、評価者として結果をより細かく分析し、適切な評価に結びつけていきたいと考えております。

このページの一番下ですけれども、学校経営についてという枠がございます。これはパブリックコメントを受けて入れたものでございますが、パブリックコメントの中に上と下からの評価が大事であるというコメントを頂いております。教諭から見て校長の学校経営がどうだったかということについて、いいところ、改善してほしいところなどを記入する欄を設けております。

19ページが評価シートでございます。上の目標設定シートの項目にあわせて評価できるようになっております。右側の中間ヒアリングとありますけれども、ここに、校長がしっかりと中間ヒアリングを行った内容について記録を残すためにこれを設けております。基本的には、本人のよいところを正當に評価し伸ばす評価であってほしいと考えております。

今年度のこれからの予定でございますけれども、今ほどの報告を手引きとしまして、このような形で、黄色の表紙をつけます手引きとしまして各校に2冊配付し、試行を行ってまいります。

評価者研修の実施につきましては、明日16日、17日、18日と評価者研修を実施いたしますが、昨年度は校長だけでしたが、今年度は教頭も対象として行ってまいります。平成20年度1年間試行をしまして、12月頃になると思っておりますが、現場の受け止めや試行の状況などをアンケート調査によって把握し、今年度の評価制度を見直し改善してまいりたいと思っております。そして、平成21年度から教員評価制度が本格実施される運びになっております。

○委員長	折々に報告を頂いているわけですが、内容がなかなか壮大なわけです。
	いかがでしょうか。何かご質問はありませんか。
	お願いなのですが、評価を進めている中で、このように各現場はやっているということを教えていただけると、大変参考になるかと思えます。具体的に、今このようになった場合、もちろん委員会は、例えば9月にどうだ、12月にどうだということを確認しながら1年間やっていくのではないかと思います。その経過について私たちにも具体的に、このシートはこのように活用しますという姿を見せていただきますと、教員評価がどのようになされているのかが理解できますので、是非その経過を見せていただきたいと思えます。ほかにいかがでしょうか。
○佐藤委員	これを具体的に委任する立場に立って考えますと、評価シートに先生方が記入しますが、その時期というのは4月になるのでしょうか。
○教職員課長	明日から評価者研修が始まりまして、今年度の試行についての説明がそこで行われますので、それから各校でスタートということになります。
○佐藤委員	目標設定をして、そこからすぐスタートという格好になりますか。
○教職員課長	まず目標設定をしましたら、そのあとにすぐに管理職とのヒアリングがあります。実際にはそこからスタートということになります。そこで目標の見直しがあるかもしれませんので、それ以降からスタートという形になります。
○佐藤委員	これしかないと思うのですけれども、民間でいいますと、4月1日がスタートなので、こういう目標設定というのは11月から12月に設定して、修正をかけて、4月1日からスタートというのが民間の販売計画、戦略、戦術を得るためのものなので、わりと時間的に余裕があるわけです。赴任をされてクラスを持つということが4月に分かるので、新しい赴任地へ行った、新しい子どもたちと出会った、さあ目標を設定しろというのは、かなりストレスのたまる仕事だと思うのです。今回は初めてなので、その辺のところを大らかに考えていただいて、次年度くらいからきちんとした形の、当然、経験はするわけですから、例えばどこかに転勤をした、その前から少しずつ心の準備のようなものがあつた方がいいと思うので、そのあたりは大目に見てもいいのかという気がするのですが、そのあたりはどのようにお考えになっているのですか。
○教職員課長	佐藤委員がおっしゃるように、これはまだ作成段階といえますか、まだまだ検討の余地がある評価制度であると思えますので、軌



道に乗るまではもうしばらくの時間が必要かと思ひますし、教職員の場合はやはり異動が伴ってきますので、なかなか前年度末とか4月1日スタートは難しいかと思ひますが、これが当たり前の制度になっていくと思ひのです。そうなったときには、できれば4月のスタートからこれが活用できるようになればいいかと思ひております。

- 委員長 今年度は試行ですよ。
- 教職員課長 もう1年試行でございます。
- 委員長 全学務ですか。
- 教職員課長 そうです。
- 高山委員 評価シートの大きさはこれですか。もっと大きいのですか。
- 教職員課長 大きさはこの大きさでございます。
- 高山委員 あまり書けませんね。
- それから、評価の方ですが、「適切」、「概ね適切」だけで、「不適切」がないのは、なぜですか。「適切でない」のを設けなかった理由は何ですか。
- 市橋教育次長 例えばチャレンジ度の設定とか、そこで「適切」、「概ね適切」、「不適切」というような過程でいくと少し合わないわけで、設定した段階です。
- 高山委員 「実績評価」と上に書いてありますよね。
- 市橋教育次長 初めから「不適切」という形はないのではないかと思ひます。
- 高山委員 そうすると、面接でやり直させるわけですか、不適切だと。
- 教職員課長 ヒアリングの段階であります。
- 高山委員 そうすると別に「概ね適切」か「適切」と分ける必要もないような気がしますが、どうですか。
- 市橋教育次長 目標設定面談というのがありますので、はなから不適切であるとすれば、その段階で修正を校長から。
- 高山委員 適切にするための面談でしょう。「概ね適切」というのはおかしいのではないですか。面談なら「適切」でOKのはずなのです。その上に「実績評価」とあるのです。もう既に何かをやった、それに対する評価が「適切」とか「概ね適切」ということかと思ひたらそうではないのです。面接をやったけれども、それが結局「適切」であったか、「概ね適切」であったかというのはやったあとで実績をチェックするのではないのでしょうか。どうなのでしょう。
- 委員長 具体的に17ページの評価基準シートを見ると、達成基準の設定が「適切」、「概ね適切」できているわけです。あるいは目標達成成果では「努力が必要」と、これは実績評価になっているわけです。前の方はどうですか。「概ね適切」を進めたのでしょうか。
- 高山委員 これは実績ですからね。面接で修正を加えられて、このように目

標をやるのだから、当然その人は適切な目標を得なければいけないと。

○教職員課長

今、市橋教育次長が答えたとおりでと思うのですけれども、やはり面談の中で作っていくことですので、「不適切」ということは想定していなかったわけですけれども、そこにつきましてはシートの作成段階でどのようなご意見が出てこのようになったかということ、もう1回私の方で調べまして、後ほど。

○高山委員

その上の「実績評価」とあるでしょう。そこが引っかかるわけです。実績だったらやはり「不適切」というのがあってもおかしくないわけです。実績評価というよりも、それは抜いてもかまわないという気もするのですけれども。

○教職員課職員

今ほどのものについては、確かにそのように受け止められるのですが、実際に校長と教員一人ひとりが面談をしていきます。その中で多少すり合わせをして、最もよい目標に設定していくわけなのです。一応、面談を受けた形で一人ひとりの教員はまた自分でいろいろと考えて目標を作って取り組んでいきます。そうすると、どうしてもそこに若干ずれが出てくると。そうしたときに、必ずしも校長の思いと一人ひとりの先生方の思いが一致するとは限りません。お互いに一致していると思って進めていくのですけれども、校長はどうしても一人ひとりの先生方のやることを大事に見守りながら、尊重してやっていきます。

そういう中で、最終的に実績評価をする際に、目標としてはよかったかどうか、あるいは設定、方針がよかったかどうかということ、最終的に校長がここでチェックすると。ただ、先ほどおっしゃったように、やり取りをして決めていきますから、うまくない、適切ではないというのはあり得ないだろうというところで、あえてはずしてあります。

○高山委員

ただ、実績で最終的にやっても、結局は全然かけ離れてしまったという、不適切であっても実績ならいいのではないですか、最終的には。

○小池委員

一応、検討委員会で検討された結果としてこれを作られて、試行にあたるということで、基本的にこれで賛成なのですからけれども、ただ、今、高山委員もおっしゃったように、はっきりしないのは、実績評価というのは、振り返って、この基準や設定が適切であったか、概ね適切であったかを、年度の終わりにつけるということですか。それとも、もう設定したときにつけてしまうということなのか。

○教職員課職員

設定したときではないですね。

○小池委員

結果として、実績評価ということであれば、いくら話し合っ

この目標ならば、これくらいの目標は達成できるだろうと思ってやったけれども、結果として、振り返れば適切ではなかったかなということもあり得るという気持ちはあります。それは一つの意見です。ただ、お聞きしておきたいのは、前年度はこの検討委員会を作って、教員評価のシステムを作ったわけですが、試行も入れて、若干の調整が必要になりますね。そのときにはまたこのような検討委員会を作って調整するのか、それとも事務局で、使ってみての評価を見てこれを変えていくことが可能なのか、そこだけお聞きします。

○委員長

そこはいかがですか。

○教職員課長

先ほどアンケートを実施するという説明をしたわけですが、大体 11 月 12 月にかけてアンケートを実施いたしまして、それを集計しまして、プロジェクトチームによって改善点について検討していくと。そして、よりいい評価にしていきたいと考えております。

○高山委員

先ほどご説明されたことで、これは先生の欠点を見つけるのではなくて、いいところを伸ばしていくのだという基本的な立場に立てば、「不適切」という言葉を入れるのは適切なのだろうと私は思うのです。そここのところをはっきりきちんと皆さんにお伝え願いたい。あなた方を評価して、減点法ではないのだと。加点法でいくのだという意味合いのことを、しっかりと話しすればいいような気もするのです。そういうところで付けなかったという話になれば別なのですけれども、そう思います。

校長、教頭と結局 1 年間何回面接をすることになりますか。

○教職員課長

はじめの目標設定の段階で 1 回、中間で 1 回、最後、評価したあとに 1 回の合計 3 回です。

○高山委員

教頭、校長はどのようなのですか。最終は校長先生でしょう。

○教職員課長

それは学校規模等にもよって変わってくると思いますけれども、基本的には目標設定のところでは校長が必ずやるということがございます。

○高山委員

中間ヒアリングは教頭でも。

○教職員課長

教頭の場合もございます。

○高山委員

最終はやはり校長先生と。

一番懸念されているのが、3 回の面接時間がとれるかどうかということで、一般的に先生は忙しいといっているのに、一人どのくらいの時間をかけるのかということもあると思いますけれども、その辺の心配はありませんか。

○教職員課職員

小規模な学校ではかなり丁寧に時間をとってやれますが、ご心配のように、40 人、50 人という職員がいる大きな学校ですと、計画

は立てるのですけれども、時間を確保するのは非常に厳しいというのが現場の声でございます。ですので、そこを我々もさらに、どうやって時間を見出すかは工夫をしながら、よりよい方法を現場に伝えていきたいと思っています。

○佐藤委員

まさにそのとおりでありまして、この教育ビジョンの基本的な骨子の流れは、教職員の皆さんの負担を何とかなくして、子どもたちへの教育に関して集中してもらおうという、これが基本精神なので、これを作ること自体が負担感になってしまったら、元の木阿弥でして、そのあたりは、試行の中で、これを作るために何が阻害しているのかとか、こういう仕事はやれないという、その辺の環境の調査を作ることと同時に、これを作ることによって何が負担になってくるのかということもアンケートの中に出てこない、問題の解決はできないのです。そのあたりも考慮に入れていただいて、これは非常に大切なことであります。

中には目標を設定することが不得手な教職員の方もいらっしゃると思うので、そういう方にはきちんと指導していただきたいと思うのですが、やはりこれを作ることにいろいろな問題が当然出てくるでしょうし、もちろん、書き方、記入の仕方の問題もあると思います。これを作るための環境の体系、阻害の問題点といったものもアンケートの中で分かるようにしていただきたいと思います。

○高山委員

もう一つ心配なのは「学校経営について」というこの記述です。これはよく先生方が、校長先生に対する文句とってはおかしいですけれども、ある種そういう意見が書けるというものでもあるわけです。それを読んだ校長が、このやろうということで、変な評価をされると困るからやめておこうという話ではなくて、率直に書いてもらおう。評価者研修も痛いところをつかれるかもしれないけれども怒るなど。これはある意味非常におもしろい欄だと思うのです。これがどのように活用されるかというのは非常に興味深いところであります。このような欄を設けた以上はやはり何かを書いて、攻撃だけではなくて校長をほめてもいいわけです。攻撃もできればほめることもできるということで、先生の率直な意見を書くようにご指導いただきたいと思います。

もう一つ、「優秀な教員の表彰制度」ですが、今、マイスター養成塾がスタートしましたが、これとの関連についてはどのように考えればいいですか。

○教職員課職員

マイスターと組織が別なのですけれども、やはりここで検討されたものについては、高山委員が言われるように、マイスターへ優秀教員として、名前が挙がってきた人は優先的にマイスターのところへ入っていけるようなつながりを持つことも大事だろうというご

指摘もございました。

○高山委員

マイスターの方が少し上にあるということですか。

○教職員課職員

その逆も考えられます。

○小池委員

別な性格のものなのでしょうか。

○教職員課職員

マイスターを終えてこられた方は優秀教員として表彰されると。この関連づけがまだ、昨年度は骨子について検討をいただきましたので、これからということになります。

○田中委員

教職員を評価するうえで評価シートがあるわけですがけれども、それ以外に、4ページに、評価者が教職員に対し授業参観を行うなど、各教職員の職務の観察を実施し、把握に努めるとともに指導を行うということはとても大事なことだと思っておりますけれども、校長先生の評価の方法は、シートと面談もあると思っておりますけれども、これだけなのでしょうか。校長先生というのは学校の中で一番大きな力を持つわけですし、評価の仕方というか、もう少しいろいろな角度からと思っておりますけれども、不十分な気がすると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長

学校訪問等の管理主事、どこかに書いてありましたね。管理主事が学校訪問をするということが書いてありましたが、校長、教頭の評価について説明してください。

○教職員課長

おっしゃるように、一つの角度からの評価ではなくて、トータルなものだと思っております。授業を見たからといってすぐに評価ではなくて、やはり日常の業務すべてを含めて適正に評価すべきだと思いますので、その評価方法等につきましても、明日からの評価者研修で校長、教頭にもしっかりと伝えていきたいと思っております。

○田中委員

それは教職員に対してですよね。校長先生が教頭先生に対して評かがもう少し多方面からの方がいいのではないかということなのです。

○教職員課長

管理職の評価につきましても、5月から学校訪問が始まりまして、面談といえば面談なのですが、校長、教頭と管理主事が学校経営について話を聞き、そこで1回目の面談が行われます。確かに学校を訪問するというのは1回だけです。あとは後期になりますと、異動会議という名目で学校経営について話し合い機会がありますが、その間につきましても、何かあったときには私たちは学校へ駆けつけるという姿勢でおりますので、できる限り直接の会話ができる機会を確保していきたいと考えております。

○田中委員

直接面談などもされると思っておりますけれども、それ以外の、違う方面からの意見というのは出ているのですか。

○教職員課長

違う方面とおっしゃるのは、第三者からの意見ということでしょうか。

○田中委員	保護者、地域の方とか、いろいろふれあいなどがあるわけですから、地域の方たちも保護者もいろいろと観察もしますし、意見を持っていると思うのですけれども、そういうものを取り入れるというか、そういうことはないのでしょうか。
○教職員課長	現状としましては、直接入ってくる場合もたくさんございますが、こちらから保護者へ情報を求めていくというのは現在のところ考えておりません。
○委員長	項目としてはあるのですよね。説明責任、地域、保護者との連携というところですが、そこをどのように表して、それをどう評価するかということなのだろうと思います。地域の方の意見が取り入れられれば一番いいというお話なので。
○田中委員	そういう意見にも耳を貸してほしいということです。
○委員長	今回は試行ですので、とにかくやっていただいて、今のような課題があるけれども、現実、学校でそんなことはやっていられませんということだっていっぱいあるわけです。そんなに多くの注文をつけられても、そのこと自体で学校が大変になりますと。皆さんでそういうことを検討してきたのではないかと思いますので、それを是非試行で確認して、できること、それで子どもが活きる、学校が活きる、職員が活きるために役立つ評価にしていくということが大事なのだろうと思うのです。
○小池委員	これをやることによって負担感が増すのではないかとということに対して、慎重に手当をしなければいけないという点が出ていましたけれども、事務局のご説明の中で、小規模校の場合は面談の時間が十分にとれるけれども、大規模な学校になると校長先生の負担は大きいということでしたけれども、でも、逆にいえば、校長先生が1年に3回の各先生との面接の時間がとれないということの方が問題なわけです。教師にとってはそれくらいの時間はとってもらわなければ、自分がやっていることも見てもらえないし、検証の機会がなくなっていくということなので、やはり、面談は最優先してもとるべき時間ではないかと感じていますので、他の会議の時間を減しても、この評価制度をうまく回すということは、いかに教師を育てるかということなので、面談の時間は最優先でとっていただきたいと感じています。
	先ほどの田中委員のコメントについてですけれども、私たちのようにPTA活動をしたり、地域の活動をしていますと、正直に言えば、校長先生が変わると学校が変わるというような評判はよく聞くものなのです。そういう意味で、周りから見えるプラスもマイナスもありますけれども、それを評価のどこかに活かしてもらえないかということだったのですけれども、必ずしも評価指標ということでは

はなくて、そういう場合に、この校長先生が来てとても地域が変わったということが反映できるような、優秀な教職員の表彰制度の方に地域の推薦というようなことを入れていただくようなことを考えていただくのも一つのアイデアだと思います。意見として入れていただきたいと思います。

#### ○委員長

学校評価との絡みで、特に地域との関係というのは、学校評価との絡みがありますので、今のお話も絡ませて考えていただければと思います。

見ていくと、まだいくつか問題があるようですので、是非、試行を活かして、学校が活きる評価をやっていただきたいと思います。私も大規模中学校の校長先生に直接聞きました。40人と面談をすると口では言うけれども、ある時期に40人と面談などできるわけがないという話もしておりました。高校はどうでしょうか。もっと大勢の教員がいるわけですし、特別支援学校は80人の職員がいるわけですが、そういう所は一体どのようにやるのか。具体的に評価する時間の取り方みたいなものが非常に大事になっていくかと思えます。そのことを第一にやってほしいと言いたいのですが、それ以外に大事なこともいっぱいあるだろうと思えますので、検討いただきたいと思います。

それでは次へまいります。「学校事務の共同実施について」の説明をお願いします。

#### ○教職員課長

お手元の資料の14ページをご覧くださいと思います。14ページには、学校事務業務の共同実施の概要について書かれています。

巻地区が6年間から、鳥屋野地区が3年前から国の指定を受けて共同実施について取り組んでまいりました。目的につきましては、そこに書いてあるとおりでございますが、この文面以外にも実際に試行をやってきたグループの中の話であります。今まではどちらかといいますと学校には事務職は一人という学校が多かったわけですけれども、この共同実施によって安心して仕事ができる。相談相手がいてありがたいという声が聞こえてまいります。また、この共同実施によって、ある程度ベテランの方が若手を育成すること、互いに学び合うことができるという声も実際に聞かれています。

共同実施の業務内容ですけれども、14点が挙げられております。いくつか説明させていただきます。例えば2番の供用に関する業務というのはどういうことかといいますと、使う頻度が少ないものについては共同購入して、回しながら使おうということでございます。

5番の就学援助等に関する業務ですけれども、就学援助について4月に集中する業務なわけですけれども、これも、大変多い学校と少ない学校がございます。これらの仕事の平準化を図るということでございます。

12番の新採用事務職員等の研修業務。これも本年度から新潟市に新採用事務職員が配置されております。比較的若手、一番若い職員は20歳という職員もおりますが、OJTという形でグループ化によって先輩から学ぶことができるようになります。このようなものが業務内容でございます。

3の業務形態でございますが、共同実施組織における業務は、兼職・兼務とします。兼務発令を行いますので、これは個人情報扱うということがありまして、兼務の発令をし、業務にあたります。原則として週1回半日程度を上限として集まるということでございます。(3)はご覧のとおりです。

15ページには全体の組織図が書かれてあります。共同実施推進協議会につきましては年2回開催予定です。下にはグループ連絡会、第1グループ、第2グループ、小さいグループがいくつもあります。

16ページから18ページにかけては、新潟市内の実際のグループ編成がこのようになっております。「●」がついているところがグループの拠点校ということにして、この4月から実施です。それ以外は、この10月から実施をいたします。平成20年度は試行、平成21年度から本格実施の運びになっております。

○委員長

一つだけ教えてください。基幹校が三つしか印が付いていないのですが、これは三つでよろしいのですか。新津第一中学校と白根第一中学校、巻北小学校で、例えば西区の基幹校というのはないのですか。あるいは江南区の基幹校、中央区の基幹校はどこかがまとめて、あるいは教育委員会がまとめてやるのでしょうか。

○教職員課長

各区に基幹校を置く予定でございますが、基幹校の「●」が付いていないところにつきましては、10月から実施するグループが入っておりますので、基幹校がまだ決められていないということでございます。

○委員長

分かりました。共同実施は大切だと思っているわけですが、何かご質問、ご意見はありませんか。

○高山委員

最大のメリットは何ですか。業務量の軽減につながっていくことでいいのでしょうか。

○教職員課長

高山委員がおっしゃるように、事務の効率化を図ることによって、例えばそれが教員の事務量の軽減につながり、教育に千年できる時間を確保することができるということが最大の目的だと思います。



ます。

○高山委員

事務員さんだけが楽というのはおかしいですけども、効率化するのではなくて、それが先生方の業務の軽減にもつながるのだという方向で実施をしていただきたいと思います。

○委員長

新採用というか、研修にも一定の大きな役割を果たすことになりますね。一人ずつですので、研修というのはなかなかうまく進まない。こういう形でやれば、学校事務の研修を一人でやれということにはならない。これは、基幹校や拠点校に配置される事務職員は、何か手当のようなものが付くのですか。

○教職員課長

基幹校につきましては、基本的に事務主幹の中から委員会が指名しますので、もう給料が違いますので、そういう面では異なります。

○委員長

分かりました。

続いて、「中央図書館開館後の利用状況等について」の説明をお願いします。

○中央図書館長

昨年の10月1日にいたしまして、3月31日でちょうど半年が経過いたしましたので、この半年間の利用状況などについて概略を報告させていただきたいと思います。資料は19ページからでございます。

はじめに入館者数でございますが、この6か月で183日のうち、月に二日と年末年始の休刊日を除きますと、開館日が167日で、入館者は38万3,824人でした。1日当たりになりますと2,298人でございます。

資料の貸出については、63万4,616冊。1日当たりちょうど3,800冊でございます。この数字については、前身の沼垂図書館の前年度実績と比べて5.2倍にあたります。これは新しい施設、29万冊の蔵書、専門職員の充実とあわせて、開館を契機にして新しい図書館情報システムを導入し、利便性を向上し、また開館日の拡大を図ったためと考えております。

2の館の運営状況についてですが、重点として三つの項目を掲げておりました。(1)の市民の疑問や調査研究に答える図書館として、レファレンス機能を充実し、特に就職や起業、転職などビジネス支援に力を注いでまいりました。2階の調査相談カウンターに二人、1階の「こどもとしょかん」に一人、常時司書を配置し、簡単な資料の照会から、少し込み入った調査依頼まで、半年間で約1,300件あまりのレファレンスを受け、また、資料の有無を確認する所蔵調査を受けたところです。ここには記載していませんが、利用者が必要な資料、情報を的確に、効果的に探すことができるように、インターネットを使った検索技術を学んでいただく、本探し達人講座を開催しているところです。

ビジネス支援に関しては、4,000冊を超える関連資料のほかに、各種パンフレットを1か所に集めたコーナーを2階に設置し、この1月にビジネス支援講座、3月からは中小企業診断士による経営相談会を開始し、仕事にも役立つ図書館をアピールしております。あわせて経済情報、法律情報、新聞記事などをリアルタイムで検索できるオンラインデータベースコーナーを設置し提供するとともに、利用講座の開催を行っております。これらの取組を通じてレファレンス件数が大きく増加し、特にこれまで図書館で見かけることが少なかった男性のビジネスマンが来館されるなど、利用者層が広がったと見ております。

20ページの(2)の子どもの夢や生きる力を育むこども図書館でございますが、1階の「こどもとしょかん」では、司書が専用カウンターで子どもの本に関して相談を受けるとともに、職員あるいはボランティアによる絵本の読み聞かせ、紙芝居の上演などを充実して、前身の沼垂図書館時代では1回やりますと5人程度の利用者だったのですが、この「おはなしのじかん」には平均1回20人ほどの参加をいただいております。これは職員はボランティアさんのやりがい、励みになっていると思っております。

開館記念として、絵本の原画展や「親子フェスティバル」、子ども向けの映写会、「ほんぽーと子どもシアター」と称しておりますが、これらを開催してまいりました。特に休日にはお父さんが子どもさんを連れて来館される姿が目につくようになりました。小さい子どもを持つご家庭の休日の過ごし方の一つのパターンになっているように感じております。この2月に開催した「親子フェスティバル」では、1日600人の参加があり、これは保育専門学校とタイアップして実施いたしました。学生が中心となって企画し、学生自身が絵本を題材とした演劇を行ったり、子どもたちの遊び相手になるなど、3階のホール研修室、保育室、1階の「こどもとしょかん」の全体が子育て支援、交流施設に変身したような雰囲気でございます。子育て支援に果たす図書館の役割を認識したところでございました。

(3)の市民主体のまちづくりに役立つ資料収集やボランティア活動についてです。はじめにボランティア活動についてですが、これまでも絵本の読み聞かせや利用者から返却された本の配架、乱れた書架の整理などをお願いしてまいりましたが、中央図書館の開館にあわせてさらに多くの市民の方々から活動を受け入れるため、開館直前に養成講座を開催したほか、図書館と対等なパートナーシップとして活動を行っていただくと同時に、新たな出会いの場、交流の場を設ける目的で「中央図書館友の会」の結成をお願いしてまい

りました。

現在、「中央図書館友の会」は90名ほどの会員で、配架作業のほか、図書館の飾り付けなどの館内美化、会員相互の情報共有化あるいは親睦を図るための会報の発行など、さまざまな取組を行っているほか、古い雑誌を頒布するリサイクルコーナーの運営を主体的にやっただけなど。図書館がより気持ちよく利用いただけるように活動をしていただいております。

また、これまで市内の社会教育に係る団体などと共催し、子どもの本に関する講演会や展示会などを行い、関係団体を支援するとともに、多目的ホールの有効利用も図ってまいりました。

また、坂口安吾など本市ゆかりの作家を紹介する特別コレクション室に関連して、これらの作家や作品を解説する「新潟市ゆかりの作家セミナー」を、作家ごとに順次開催し、盛況であります。

さらに、マンガ王国新潟をアピールするため、郷土が輩出したマンガ作家を紹介するとともに、これも開館記念として1月に開催した新潟マンガ大賞原画展には1,600人の入場をいただきました。

以上、かいつまんで、大ざっぱですが、半年の状況をご説明いたしました。全体として、レファレンス機能を充実し、市民が暮らしの中で役立つ情報を提供できるという、課題解決型の図書館、730席を持って、ゆったりと1日過ごしていただける滞在型図書館という、当初計画していたコンセプトは達成できたのではないかと考えております。

今後の課題としては、社会環境の変化を踏まえて、一層市民の方々の諸課題に対応できるように、職員の専門性、レファレンス技術の習熟を図る必要があると考えております。あわせて中小企業診断協会あるいは保育専門学校など、外部の機関や団体と連携した取組を今後もさらに幅広いいろいろな団体、学校などと連携して、図書館の資料、職員などの財産、情報のより有効な効果的な運営に努めることが大事だと思っています。また、市民とのパートナーシップを大事にして、さらに多くの市民の図書館運営への参画、市民から信頼される図書館づくりが必要と考えています。

最後に21ページと22ページになります。22ページは図面になっておりますが、用地の確保の遅れによって、開館前にできなかった図書館の前面道路の整備によりやく着手できることになり、今年の秋口の完成を目指して、拡幅工事をこれから行う予定でございます。これによって、西新潟方面から、現在図書館の南手を大きく迂回していただいておりますけれども、拡幅後は明石通から右折して進入できるということで分かりやすく、利便性が著しく向上すると思っております。

なお、駐車場の出口については、当初の計画では前面道路の車両の入口に隣接して設ける予定でいましたけれども、土曜、日曜の混雑状況を踏まえ、現在暫定的に東側から出ていただいております。これを継続させて、入口と出口を分離したいと考えております。

また、駐輪場が 200 台程度あるのですが、開館後非常に混み合っていて、拡幅道路予定地の南端に 50 台程度を増設する予定で考えております。

以上で報告を終わります。

○委員長

ごくろうさまでした。中央図書館は大変頑張っておられるわけですが、何か質問、ご意見はございますか。

○佐藤委員

子どもが減って、周りの図書館はどうなっているのでしょうか。来館者が減ってしまったとかそういうことはあるのでしょうか。

○中央図書館長

やや減っております。具体的に申しますと、例えば山の下図書館が一番近いのですが、平成 19 年度で約 3% 減っております。石山図書館がその次に近いのですが、やはり 2, 3% の減ということで、やや減っている状況です。

○佐藤委員

その程度ですか。

○委員長

大きい所ができるのと周りの図書館の利用が少なくなるということを知ったことがあります。3% くらいであれば、ここが旧沼垂図書館の 5.2 倍くらいだというお話ですので、すごいものだと思います。

ではよろしいでしょうか。大変ごくろうさまでした。次へまいります。

次は、「平成 19 年度公民館事業実施報告」です。お願いします。

○生涯学習センター  
次長

「平成 19 年度公民館事業実施報告」という項目になっておりますけれども、少し報告内容がずれるかもしれませんが、お許しいただきたいと思っております。

お手元に、A3 の「事業一覧」というものをお配りしております。これは地区公民館単位で、それぞれ主にやっている事業内容を一覧にしたものでして、これがすべてではございません。個々の事業内容を一つずつご説明しますと時間がかかりますので、これは一覧を見ていただくだけでお願いしたいと思います。平成 19 年度でございますけれども、ご承知のとおり、新潟市が政令市に移行いたしました。区制が敷かれました。これに伴いまして、公民館の組織体制を区制にあわせて変更したということをご覧の中でお見いただきたいということでございます。

地区公民館は現在、新潟市全体で 24 館ございます。これを各区に基幹公民館とそれ以外の地区公民館ということで、資料の左側に

書いてありますけれども、各区に基幹公民館を設けまして、その地区内の公民館の統括をやっていただくという組織体制に改めたということでございます。これを機能させるために、平成 18 年度はまず公民館にそれぞれ運営審議員がいらっしゃいましたけれども、運審につきまして、これは基幹公民館だけに運審を設けるという形に変えさせていただきました。それ以外の地区公民館につきましては、協力員という形で配置させていただいております。運審につきましては、8 館で 89 人、協力員につきましては残りの館全体で 168 人となっております。

もう一つ、これを組織的に機能させるために、予算につきまして、事業予算、各施設の維持管理費等の管理運営予算につきまして、これを基幹公民館に事業費、運営費、施設館費とも配当して、基幹公民館でそれぞれの管内の公民館についての予算執行を行うという形でやっていただいております。平成 19 年度からでございますので、ねらいどおり機能していくということは今のところ、これから施行の中でということになりますけれども、平成 20 年度以降、事業実施とあわせまして体制をさらに推進すると。なるべく区の中は区の中で完結するような形でやっていきたいと思っております。これらが基本的な運営方針になるかと思えます。

事業につきましては、代表的なものだけ記載しておりますけれども、これは各地区館で創意工夫、生活、地域特性等を勘案しながら実施していく事業でございます。もう一つは、全市的に統一的なプログラムといいますか、公民館の施策的な方針の中でやる事業ということで、家庭教育学級をなるべく、36 事業になっていたと思いますが、実施していないところも含めまして、全体調整を図りながら拡充を図っていきたいということが一つでございます。

もう一つは、子どもの居場所づくり。これが現在 24 館中 15 館で居場所を設けておりますけれども、最終的にはこれを 18 館まで拡大していきたいと考えております。

事業については、そのようなことで平成 20 年度以降実施してまいります。今後の公民館のあり方の中で一番大切なのは、やはり区との連携、市長部局の区役所との連携、コミュニティ協議会、自治協議会との連携、それぞれの地域の中ではいろいろな団体がございます。自治会、青少年団体、経済団体、福祉団体などいろいろな団体との連携の中で公民館がどう位置づけてやっていけるのかという、ネットワーク形成にどれだけ力をはっきできるかということも公民館に問われている部分かと私は理解しておりますので、今後その点も含めまして、区単位で実態にあわせてネットワーク形成に努めていただきたいと思います。

私は中央公民館でございますが、逆に、近隣の旧市の方が地域連携については進んでいる、それは地域特性ということになると思うのですが、やっているところも随分あるようでございますので、逆にそういったところを旧新潟市が学ぶという中で、お互いに学び合うという形の中で、公民館については地域の中の一つになり得るような形での事業展開を考えていきたいと思っております。今まで、特に旧市なのですけれども、公民館内部で完結型といいますか、内部でその人を寄せて何とかというところが非常に強かったと、これはしょうがない部分があるのですけれども、それを地域へどれだけ広げていけるのかという姿勢の中で、事業についても考えていきたいと思っております。

大雑把な説明で恐縮でございますが、ご意見等をいただければありがたいと思っております。

○委員長

ありがとうございました。ご質問等はいかがでしょうか。

子どもの居場所づくりとおっしゃるのですが、そのものずばりで書いてあるところもあるのですが、名前が「子どもの居場所づくり」ではないところもたくさんあるわけですね。

○生涯学習センター  
次長

ネーミングについてはそれぞれ創意工夫してやっています

それから、場所や時間帯もそれぞれ、場所等の制約もございまして、独自でやっております。子どもの居場所づくりは公民館の単独というよりも、地域の中で一つの公民館の機能として子どもの居場所を提供するという提供機能だと思っておりますので、そういった中で、公民館としても拡充を図っていきたいということだと思っております。

○委員長

全市統一プログラムとして、家庭教育学級が書いてありますが、これはどこが主体となってやっているのですか。やはり公民館が主体ですか。

○生涯学習センター  
次長

これは公民館が主体でございまして、公民館の主要事業という位置づけがございまして、家庭の教育力、地域の教育力を公民館でレベルアップを図っていくということで、これも従来からずっとやっております。これは公民館の主事業でやっておりますが、既に大分ここの卒業生や、これを取り巻く支援グループもございまして、そういった方々の連携の中で事業を実施しているということでございます。

○委員長

乳児、幼児が教育プログラムの中心みたいな感じがするのですが。

○生涯学習センター  
次長

どうしても子育て中の、昔であれば子育ての悩みなどは自分のお母さんや友達に聞ける状況の中で子育てができたと思うのですけれども、どうしても、よそから来た方などつながりのない方もいら

っしやいますので、そういった方の支援という側面もあります。それでどうしても低年齢が中心になってくるかと思えます。

○委員長

何かございませんか。よろしいですか。

それでは、もう二つご報告があります。今日いただいた資料ですが、「平成 20 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の参加について」の説明をお願いします。

○学校支援課長

追加ということでよろしくお願いいたします。資料は本日配付ということでございます。

今年度から、国が全国的に行う調査でございます。調査の概要につきまして、(1) 調査の目的ということでア、イ、ウが目的になっております。教育委員会あるいは学校にかかわることにつきましてはイとウという目的でございます。特に体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立するという目的でございます。また、学校においては体育、健康に関する指導などの改善に役立てるということになっております。

新潟市では教育ビジョンで体力の向上を重要課題と位置づけております。すべての小中学校において既に体力テストにつきましては実施しております。今年度から国で実施する対象になるのが小学校 5 年生と中学校 2 年生でございますが、全児童生徒を対象に全国体力・運動能力、運動習慣等調査に参加することにしていきたいと考えております。

調査の中身でございますが、実技調査、これは小学校、中学校とも 8 種目ございます。中身はこれまで新潟市が行ってきている中身と同じでございます。新たに質問紙調査ということで、主に運動習慣に関する質問紙調査が入るということでございます。実技調査と質問紙調査によって子どもたちの運動習慣に関するものと、実際の体力との関連が図られるものと思っております。なお、質問紙調査に関しましては、個人情報の保護に配慮し、個人名が出ないようにと考えております。

(5) の結果の公表につきまして、文部科学省はア、イ、ウということで 3 点について公表ということになっておりますが、新潟市教育委員会では、学校全体の結果につきましては全国学力調査と同様に公表したいと考えております。また、過度の競争につながらないようにという国の配慮事項もございますので、それに基づきまして学校名を明らかにした公表は行わないと考えております。なお、学校が自校の結果を公表することについてはそれぞれの判断に委ねるということで対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

体力調査及び運動習慣等の調査に参加していきたいというお話

しですが、体力測定等については今までと同じということですね。一時新潟市は体力が落ちたという話でしたが、それを挽回しているということなのですが、これで確かめられるということです。いかがでしょうか。

○高山委員

市独自のものはやらないのですね。

○学校支援課長

市独自のものについては、これまでどおりすべての学校で行いますので、市でやったものの資料を国へ転記するという形になります。

○委員長

大変ごくろうさまです。頑張ってくださいと思います。続いて「全国学力・学習状況調査結果報告書等について」をお願いします。

○学校支援課長

大変遅くなりましたが、「全国学力・学習状況調査結果報告書」ということで冊子にさせていただきました。これはリーフレットで保護者向けに作成いたしました。時間がないので、中身についてはあとでお願いしたいと思います。あわせて家庭学習のすすめということで、子どもたちに指導したり、家庭に持ち帰って、家庭と連携しながら家庭学習習慣を付けていくということに役立てていきたいと考えておりますので、この形で配付させていただきましたので、よろしくお願いいいたします。

○委員長

大変ごくろうさまでした。このあと5月以降の会議等でまだ話題になるかと思しますので、学校や保護者に何を願うのかというときに参考にさせていただきたいと思います。大変ごくろうさまでした。それでは、以上で報告を終わります。続いて次回日程をお願いします。

○教育総務課長

それでは5月、6月の定例会の日程でございますが、5月は5月15日（木）午後2時から、6月は6月9日（月）午後3時からを予定しておりますので、よろしくお願いいいたします。

○委員長

5月15日、6月9日とありますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、以上で報告を終わりたいと思います。

## 第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

5月定例会は、5月15日（木）午後2時から、6月定例会は6月9日（月）午後3時からでお願いしたい。

○全委員

全員異議なく了承する。

## 第6 閉会宣言

○委員長

午後5時15分、閉会を宣言する。



(非公開部分)

(議案第6号 職員の人事措置について審議し、可決する。)

以上、会議のてん末  
を承認し、署名する。

署名委員

署名委員